

(平成25年8月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 11 件

関東神奈川厚生年金 事案 8533

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで
年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当該期間もA社及びB社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和49年1月1日と記載されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に訂正されているとともに、同社の多数の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所（当時）が昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を事業主が当初届け出た49年1月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記訂正前の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年8月1日から25年9月26日までの期間について、A事業所の事業主は、申立人が24年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年9月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年8月から同年10月までは4,500円、同年11月から25年8月までは7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月頃から27年12月30日まで

夫は、昭和20年10月頃から27年12月29日までB事業所内にあったC工場に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。勤務していたことに間違いがないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録で、申立人の氏名と同じ読み方で姓がD姓ではなくE姓となっており、生年月日が同じである者が、昭和24年8月1日に資格を取得し、25年9月26日に資格を喪失していることが確認できる。

また、上記の被保険者の被保険者番号と一致する厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と姓名がそれぞれ一字異なり、生年月日が同じF氏が、A事業所において昭和24年8月1日に資格を取得し、25年9月26日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、G社等複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の姓はD姓ではなくE姓で管理されていることが確認できる。

加えて、A事業所において厚生年金保険被保険者期間のある同僚は、勤務していた期間は不明であるものの、申立人がB事業所内にあったC工場に勤務していた旨証言していることから、申立人がA事業所に勤務していたことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、上記未統合記録の被保険者記録は、申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和24年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年9月26日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者台帳により、昭和24年8月から同年10月までは4,500円、同年11月から25年8月までは7,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年10月頃から24年8月1日までの期間及び25年9月26日から27年12月30日までの期間については、申立人が死亡しているため、当該期間当時の同僚が不明であり、同僚から申立人の勤務実態等についての証言を得ることができない。

また、A事業所に勤務していた者の記録を管理しているH事務所から提出された厚生年金保険個人別台帳には、上記F氏が、昭和24年8月1日に資格を取得し、25年9月26日に資格を喪失している旨の記載が確認でき、20年10月頃から24年8月1日までの期間及び25年9月26日から27年12月30日までの期間に係る記載は無い。

さらに、進駐軍従業員に対する社会保険の適用は、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日付け保発第92号）により、おおむね昭和24年1月1日を期して被保険者資格を取得させるとされている。

加えて、申立人は、当該期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、H事務所も、当該期間当時の関連資料が無く不明と回答しており、申立人の当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和20年10月頃から24年8月1日までの期間及び25年9月26日から27年12月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8535

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで
年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当該期間もA社及びB社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和49年1月1日と記載されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に訂正されているとともに、同社の多数の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所（当時）が昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を事業主が当初届け出た49年1月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記訂正前の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 11 日

申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る平成15年度賃金台帳から、申立人が賞与の支給を受け、その内訳の記載は無いものの、社会保険料が控除されていることが確認できる。

また、複数の同僚が所持する賞与支給明細書から、申立期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社は、「申立人から控除した厚生年金保険料額は、ほかの従業員と同じ保険料率で計算した金額であったと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社から標準賞与額37万円に見合う賞与の支払を受け、標準賞与額2万8,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これ

らの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳等において推認できる厚生年金保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和23年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年11月から24年4月までは7,800円、同年5月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月21日から24年6月1日まで
夫は、大学卒業後、昭和23年から48年までA社に勤務していたが、同社C工場から同社本社に転勤し、研究のためにD社に長期出張した際の申立期間が、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持する辞令書及び申立人記載の技術記録並びに同僚の証言から、申立人はA社に継続して勤務し（同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と共にD社で研究を行っていた同僚が、「申立人は、昭和23年の秋頃には、研究のためA社C工場から同社本社に転勤し、本社に籍を置きながら、研究現場であるD社に長期出張となった。」と供述していること、及び前述の技術記録から、A社C工場の厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日の昭和23年11月21日とすることが

妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年6月の社会保険事務所（当時）の記録及び同年5月1日の標準報酬月額改正経緯から、23年11月から24年4月までは7,800円、同年5月は8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「資料が無いため不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和28年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和27年にA社へ入社し、28年に同社がC市からD市へ移転したため異動したが、53年までE職として継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する人事記録カードから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社（C市）から同社（D市）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社（C市）は、昭和28年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日から同社（D市）において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（D市）における昭和28年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資

料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和25年6月30日から同年7月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和26年5月8日から同年6月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を同年5月8日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和27年6月30日から同年7月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月30日から同年7月1日まで
② 昭和26年5月8日から同年6月1日まで
③ 昭和27年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和25年4月1日から平成元年1月10日の定年退職まで、転勤はあったものの、一貫してA社に勤務していた。しかし、厚生年金保

険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した辞令、事業所が提出した在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の在籍証明書において、申立人の異動日が昭和25年7月5日と記載されていることから、申立人のA社B支店における資格喪失日を同社C支店の資格取得日と同日の同年7月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和25年5月のA社B支店における申立人の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和25年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、上記の辞令、上記の在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和26年5月8日に、同社B支店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和26年6月のA社C支店における申立人の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、上記の辞令、上記の在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B支店から同社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の在籍証明書において、申立人の異動日が昭和 27 年 7 月 5 日と記載されていることから、申立人のA社B支店における資格喪失日を同社D支店の資格取得日と同日の同年 7 月 1 日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 27 年 5 月のA社B支店における申立人の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 27 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和46年8月1日に、A社D支社から同社C支社に転勤したが、同社に継続して勤務していた。しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社が保管する退職者一覧から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社D支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に、A社C支社に着任した同僚全員が、同社C支社において昭和46年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和46年9月の社会保険事務所（当時）の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認

できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和37年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年10月16日から38年2月16日まで
昭和37年4月から退職するまでA社及び同社のグループ会社であるC社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期に異動したとする同僚の供述から、昭和37年10月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月22日
申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社が保管する申立人に係る平成15年度賃金台帳において推認できる厚生年金保険料控除額から、2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、標準報酬月額については、同年9月は8万円、同年10月及び同年11月は9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月29日から同年12月1日まで

私は、A社の分社化に伴い、同社B事業部がC社となった時に転籍し、昭和63年に退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社は昭和49年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、A社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿の記載から、昭和49年9月は8万円、同年10月及び同年11月は9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成21年7月1日、資格喪失日が22年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月30日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成22年9月30日から同年10月1日まで

私が、A社を平成22年9月30日に退職したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年9月30日になっていたため、同社から資格喪失日を同年10月1日とする訂正届が提出されたが、申立期間は年金額の計算の基礎とならない厚生年金保険被保険者期間となっている。

調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成21年7月1日、資格喪失日が22年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月30日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、事業所が保管する人事関係資料、給与明細書及び事業主の回答から、申立人は、退職日である平成22年9月30日まで継続して勤

務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記給与明細書の保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を年金事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、事業主が、当初平成22年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、年金事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から54年3月まで

私は、結婚後何年かたって、「納めていない国民年金（保険料）を遡って納めることができる特例（納付）制度」があることを知り、将来のことを考え、それまで未納だった期間の国民年金保険料を納付するために、昭和55年1月頃、市役所で夫婦二人分の加入手続を行った。

私は、加入手続後、申立期間の国民年金保険料を、遡って一括納付した。まとめて納付した保険料の金額は、一人当たり40万円から50万円ぐらいだったと記憶しており、夫の未納分の保険料も一緒に納付したので合計100万円近くの保険料を納付したにもかかわらず、当該期間の保険料が未納のままとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続後、申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付したと述べているが、当該期間の保険料額を知った時期や納付するための資金を引き出したとする金融機関を具体的に記憶しておらず、納付書及び納付場所についてもはっきり憶^{おぼ}えていないことから、当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括納付した金額は、40万円から50万円ぐらいだったと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和55年1月時点において、当該期間の保険料を特例納付及び過年度納付で実際に納付した場合の金額と相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から54年10月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から54年10月まで

昭和48年9月頃に、私の母親が、私の国民年金及び付加年金の加入手続を町役場で行ってくれた。私は、その際発行された年金手帳を所持している。

申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料は、私の母親が、農協の職員に納付書を渡して依頼するか、又は農協の口座振替により自身の保険料と一緒に納付してくれていた。保険料の月額については、憶^{おぼ}えていない。

申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年9月頃に、母親が申立人の国民年金及び付加年金の加入手続を町役場で行い、付加保険料を含む国民年金保険料を納付してくれたと述べているが、申立人は、国民年金及び付加年金の加入手続、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の当該手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親から証言を得ることができないことから、国民年金及び付加年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日及び申立人の付加年金の加入申出日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和54年9月から同年11月までの間と推認され、申立人が主張する国民年金及び付加年金の加入手続時期と一致しない。

さらに、申立人は、その母親が、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付してくれたと述べているが、i) 付加年金の加入手続日は、特殊台帳、申立人が当該期間当時居住していた町の国民年金被保険者名簿及

びオンライン記録において、昭和 54 年 11 月 30 日となっていることが確認でき、付加保険料については、制度上、納付する旨を申し出た月より前に遡って納付することは認められないこと、ii) 申立人の推認される国民年金の加入手続時点において、申立期間の一部の期間の国民年金保険料は、過年度納付により付加保険料を除き納付することが可能であるが、申立人は、保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いことから、申立人が申立期間に付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人は、昭和 48 年 9 月頃に国民年金の加入手続を行った際発行された年金手帳を所持していると述べているが、当該手帳は、49 年 11 月以降に発行されたオレンジ色の手帳であり、申立人は、その色の手帳以外の手帳の記憶が無い上、申立期間の始期から国民年金手帳記号番号が払い出された時点までを通じて同一町内に居住していたとする申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7091

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は 20 歳になった昭和 48 年*月頃、厚生年金保険の未適用事業所の事務員として総務関係の仕事を担当していたことから、自身の国民年金の加入手続を A 駅前にあった年金事務所で行ったはずである。申立期間の国民年金保険料は、私が毎月金融機関で 3,000 円ぐらいを納付書で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年*月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、当該加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、53 年 2 月と推認でき、申立人の主張と一致しない上、当該加入手続時点において申立期間のうち大半の期間の国民年金保険料については、時効により納付することができず、申立人も、保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人は、国民年金の加入手続を昭和 48 年*月頃に A 駅前の年金事務所で行ったと主張しているが、推測される B 社会保険事務所（当時）は、57 年 1 月に開所されており、C 市に確認したところ、その当時 A 駅前には支所、出張所はなかったと回答していることから、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料月額が 3,000 円ぐらいであったと述べているが、当該期間の保険料月額と乖離^{かい}しており、申立人が主張している金額は、納付済みとなっている昭和 54 年度の保険料月額にほぼ相当する。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和41年頃から58年3月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間のうち、平成元年10月1日から9年6月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年頃から58年3月1日まで
② 平成元年10月1日から9年6月1日まで

申立期間①について、私は、昭和41年1月にA社を退職後、同年頃にB社（現在は、C社）を設立し、同時に厚生年金保険に加入した。給料から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、私は、D社の経営者であり、当該期間について、標準報酬月額が9万8,000円とされているが、給料が下がったことは無く、給与月額は100万円以上であったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社に係る事業所別被保険者名簿、同社の商業登記簿謄本及び従業員の証言から、申立人が、同社の事業主であることが確認でき、同社において勤務していたと認められる。

しかしながら、上記被保険者名簿及びオンライン記録によると、B社は、昭和53年11月15日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち同日より前の期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、複数の従業員に照会したものの、申立期間①に係る厚生年金保険

料控除についての供述は得られなかった。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間①の期間中である昭和 47 年 5 月 1 日に払い出されていることが確認でき、同手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、同年 2 月ないし同年 3 月に行われたものと推認される上、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びE市の国民年金被保険者名簿により、申立人の 48 年 4 月から 58 年 2 月までに係る国民年金保険料は、申請により免除されていることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿には、厚生年金保険被保険者として申立人の氏名は見当らず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、当初、平成元年 10 月から 2 年 9 月までは 47 万円、同年 10 月から 7 年 9 月までは 53 万円、同年 10 月から 9 年 5 月までは 59 万円と記録されていたところ、同年 4 月 30 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、D社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間②において代表取締役であったことが確認できる。

また、複数の従業員は、申立人が印鑑を保管しており、申立人の承諾無しに標準報酬月額の訂正処理を行うことはできなかつた旨供述していることから、申立人は、D社の代表取締役として、標準報酬月額の減額訂正処理について関与していなかつたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、D社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理に関与しながら、その減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月頃から 53 年 1 月 5 日まで

厚生年金保険の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、同社に入社した昭和 51 年 8 月頃から 53 年 1 月 5 日までの期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同社では、加入を希望する者だけ厚生年金保険に加入させていた旨証言しているほか、試用期間中の者は、厚生年金保険に加入させていなかった旨及び業務成績に応じて厚生年金保険に加入させていた旨証言している。

また、申立人が名前を挙げたA社の複数の同僚についても、同社において厚生年金保険の被保険者となっていないことから、事業主は、当時、厚生年金保険の取扱いについて、一部の従業員については厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、A社は現存していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8547（事案 722 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から 5 年 1 月 1 日まで
前回、A 社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、認められなかった。
今回、新たな源泉徴収票等を提出するので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る申立てについては、源泉徴収票や同僚の話などから、申立人が、平成 4 年に同社に勤務していたことは確認できるものの、当時の同僚、上司、給与計算の担当者は、「申立人はアルバイトで入社していた。」、「アルバイトは社会保険の加入がなかった。」と証言しているところ、同僚もアルバイトから社員に登用され、社員になってから社会保険に加入していたことから申立人も同様であったと推認されること、申立人が提出した源泉徴収票の社会保険料等の金額には、手書きで記入した形跡があるが、現在の事業主は、印字された源泉徴収票を一部分だけ手書きで記入することはないとしており、訂正印の押印も無いこと、申立人が提出した源泉徴収票の社会保険料額が修正されたのであれば、同徴収票の所得控除の額の合計額と源泉徴収税額も修正されるはずのところ、修正されていないことなどから、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会（当時）の決定に基づく 21 年 3 月 19 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、当時役員だったとする者の氏名を挙げているが、この者は、「申立期間には、A 社に勤務しておらず、当時のことは分からない。」と述べている。

また、C厚生年金基金における加入記録はオンライン記録と一致しているところ、同基金は資格取得届等の様式について、「基金設立以来、届出書類は複写式を使用している。」と回答している。

さらに、申立人は、今回、平成5年1月の給与支払時に会社から渡されたとする、前回提出した平成4年分給与所得の源泉徴収票（税務署提出用。以下「前回徴収票」という。）のほかに、平成4年分給与所得の源泉徴収票（受給者交付用。以下「今回徴収票」という。）及び平成4年分給与支払報告書（個人別明細書。以下「支払報告書」という。）を新たな資料として提出しているところ、今回徴収票の「社会保険料等の金額」は、前回徴収票と同様、印字された数字の上から手書きで記入した形跡があり、訂正印の押印も無い上、現在の事業主は、前回と同様、印字された源泉徴収票の記載内容を手書きで修正することは無いと回答している。

加えて、支払報告書では、i) 記載方法が、手書き又はゴム印の押印であり、前回徴収票及び今回徴収票の印字とは異なり、ii) 支払者の所在地が、前回徴収票及び今回徴収票とは異なり、iii) 源泉徴収税額が、前回徴収票及び今回徴収票とは異なり、iv) 前回徴収票及び今回徴収票では記載されている「給与所得控除後の金額」及び「所得控除後の額の合計額」の記載が無い上、「社会保険料等の金額」は、「給与所得控除後の金額」及び「所得控除後の額の合計額」とは違う色の文字で記載されている。

また、前回徴収票及び今回徴収票において同額が記載されている「社会保険料等の金額」は、源泉徴収税額に加算、修正されるべきところ、いずれの資料においても加算、修正されていないことが確認できる。

これらのことから、今回提出された資料からは、申立期間の社会保険料控除について確認することはできない。

このほかに、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで
夫は、中学校を中退して、昭和 46 年 12 月 1 日から A 社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人は、中学校を中退して、昭和 46 年 12 月 1 日から、A 社に勤務していたとして申し立てている。

しかしながら、B 中学校は、申立人は、昭和 47 年 3 月に同校を卒業している旨回答しており、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、同年 4 月 1 日に同被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、複数の同僚は、自身の入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日とに相違があると述べている。

さらに、A 社の事業主は、当時のことをほとんど記憶しておらず、C 職を含む 12 人に文書照会を行ったものの、C 職からは回答を得られず、回答のあった 8 人のうち 3 人は、申立人を記憶しているものの、申立人が入社した時期についての記憶は曖昧であり、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 47 年 5 月 1 日に同被保険者資格を取得しており、オンライン記録と一致する上、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿による

と、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、同年5月9日に払い出されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月頃から 62 年 12 月 1 日まで
私はA社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間において、A社の厚生年金保険関係業務を行っていた社会保険労務士は、「当時、大半の従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。事業主の判断で、従業員を個々に厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

また、同僚の1人は、「厚生年金保険と雇用保険は一緒に加入させていたかもしれない。」と述べていることから、申立期間に、A社において厚生年金保険被保険者の記録がある12人について調査を行ったところ、事業主及び役員を除く同僚9人全員に雇用保険の加入記録が確認できる一方、申立人においては同社における雇用保険の加入記録は無い。

さらに、A社は既に事業を継続しておらず、当時の事業主及び経理担当者は死亡又は連絡先不明のため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について聴取することができない。

加えて、申立期間におけるA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持してお

らず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月10日から同年8月1日まで
私は、昭和20年4月10日から62年1月18日までの期間において、A社に勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社での資格取得日が昭和20年8月1日となっており、申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した在籍証明書により、申立人は、申立期間において同社に見習社員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「申立人の申立期間に係る社会保険関係の届出に関しては不明であるが、当社の過去の資料において、見習社員については、厚生年金保険に加入していなかった旨の記載があることから、申立人は、入社と同時に厚生年金保険に加入していなかった可能性がある。」と回答している。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に厚生年金保険の資格取得をしている同僚の一人は、「A社には見習社員として入社したが、同社における入社日は厚生年金保険の資格取得日と相違している。」と供述している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者台帳索引票では、申立人の被保険者資格取得日はいずれも昭和20年8月1日となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持してお

らず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8551

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月頃から30年3月頃まで
私は、申立期間にA事業所に勤務し、B職をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶から、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、申立期間当時、A事業所及びその類似名称の事業所が申立人の記憶する所在地において厚生年金保険の適用事業所として存在した記録は無い。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶していない上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8552

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月頃から 49 年 9 月 30 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立期間のうち、昭和 47 年 9 月 1 日から 49 年 9 月 30 日までの期間については、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が所持している市民税及び県民税特別徴収税額通知書によると、昭和 46 年 1 月から 48 年 12 月までの給与からは厚生年金保険料が控除されていない。

また、入社時期が申立人より前であると申立人が記憶している同僚は、申立期間の始期より 2 年 4 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、A社が厚生年金保険の適用事業所になる前から勤務してした同僚は、同社が適用事業所になった約 5 年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、A社の事業主は死亡している上、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 10 日から 52 年 2 月 26 日まで
私は、昭和 47 年 7 月から A 社にアルバイトとして入社し、49 年に正社員になり、52 年 2 月に閉店するまで勤務した。申立期間当時に使用していた名刺や写真も残っているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたと主張しているところ、事業所名が不明ながら、申立期間と一致する申立人の雇用保険の記録が確認できることに加え、申立人が所持する名刺に記載された本社所在地が、同社に係る商業登記簿謄本に記載されている本店所在地と一致していることから、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたと認められる。

しかし、オンライン記録において、A 社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、上記登記簿謄本に記載された役員の厚生年金保険の記録は確認できない上、上記役員は、全て既に死亡又は連絡先が不明なため照会が行えず、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶する同僚に照会したものの、申立人の厚生年金保険料の控除についての証言は得られなかった。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 10 日から同年 12 月 1 日まで
② 平成 21 年 5 月 1 日から 22 年 2 月 1 日まで

申立期間①について、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間②について、平成 21 年 5 月 1 日からB社（現在は、C社）の派遣社員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、資格取得日が 22 年 2 月 1 日となっており、当該期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は既に解散しており、同社の破産管財人は、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等の資料は無く、申立人の在籍や厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、申立期間①当時にA社において、厚生年金保険の被保険者記録がある当時の上司及び複数の同僚に照会したが、申立人の当該期間に係る保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①において国民年金第3号被保険者となっていることが確認できる。

加えて、A社は、昭和 63 年 2 月 1 日からD厚生年金基金に加入しているが、同厚生年金基金は、申立人の加入記録は見当たらない旨回答してい

る。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びC社が所持する賃金台帳によると、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳及び申立人の平成 21 年分給与所得の源泉徴収票により、申立人が厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる上、申立人の平成 22 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料額は、申立人のB社における被保険者記録が存在する同年 2 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間に係る社会保険料額と一致している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から同年12月1日まで
年金事務所から、A社に在籍していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が遡及して減額されている旨の連絡があった。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年12月1日より後の10年3月5日付けで、遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、オンライン記録により、A社における申立期間当時の被保険者は二人しかいないことが確認でき、当時の従業員は、申立期間当時、同社は社会保険料を滞納していた旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されないことから、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。